

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	69 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和50年1月から54年3月まで

私の父は、私が20歳になったところに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私は、海外から帰国後に、自分で保険料約6万円をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和53年8月から54年3月までの期間については、申立人は、53年8月に海外から帰国した後自身で未納の国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年1月時点で当該期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったこと、納付したとする金額は、帰国後の当該期間及び納付済みとされている昭和54年度の保険料を納付した場合の金額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年1月から53年7月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は、当時申立人の保険料は納付していなかったと思うと証言しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月及び同年8月

私は、昭和50年7月に会社を退職後、区の出張所で2か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から厚生年金保険加入前の46年11月まで国民年金保険料をすべて納付しており、その後、申立期間を含め5回の厚生年金保険加入期間に挟まれた保険料未納期間があるが、申立期間以外の未納期間については、就職活動で忙しく保険料を納付しなかったこと、申立期間については、直前に退職した会社の最終月給与から厚生年金保険料が控除されていなかったため国民年金に再加入し保険料を2か月分納付したこと、申立期間直後から51年1月までの未納期間については、就職したため納付をしなかったことを具体的に説明している。

また、区の出張所に出向いた際に、以前の印紙検認による保険料収納は行っていないと言われ、領収書を受け取ったとする申立人の説明は、申立期間当時居住していた区の収納方法と一致しており、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

私の母は、国民年金に任意加入してから60歳まで国民年金保険料を納付してきた。社会保険事務所(当時)への記録照会により厚生年金保険加入期間も国民年金保険料を納付していたことが判明しており、申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間の1回のみであり、申立人は昭和48年7月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の社会保険事務所に対する記録照会により、申立期間に近接する48年11月から49年11月までの厚生年金保険加入期間にも国民年金保険料を納付していたことが判明し、平成21年3月24日に還付決議が行われている。

また、申立人は申立期間当初の昭和50年12月に別の市に転居しているが、転居前の市では年度当初に当該年度1年分の納付書を送付していたと説明しており、転居後に申立人が納付したとする金融機関は、転居前の市の指定金融機関でもあったことから、申立人は転居前の納付書により保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年6月まで

私は、昭和51年1月に会社を退職した後、国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自宅に集金に来る地域の納付組織を通じて納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に至るまで、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の44年12月及び61年10月の退職に際しては、それぞれ1か月の未加入期間が生じてはいるものの、申立人は国民年金の加入手続及び種別変更手続を行い、保険料を納付していることから、申立期間についても会社退職後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたものと考えられること、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7245

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から44年3月まで
私の母は、昭和57年頃まで私と妻の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月から平成8年10月に厚生年金保険に加入するまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、保険料を納付したとする区の集金人は、当時、保険料の収納を取り扱っており、申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする同居の申立人の妻、弟及び母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年4月30日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8402	男		昭和33年生		平成16年4月30日	150万 円
8403	男		昭和49年生		平成16年4月30日	18万 5,000円
8404	女		昭和48年生		平成16年4月30日	19万 5,000円
8405	男		昭和54年生		平成16年4月30日	14万 5,000円
8406	男		昭和48年生		平成16年4月30日	19万 円
8407	男		昭和43年生		平成16年4月30日	21万 円
8408	男		昭和32年生		平成16年4月30日	150万 円
8409	男		昭和55年生		平成16年4月30日	14万 5,000円
8410	男		昭和45年生		平成16年4月30日	19万 5,000円
8411	男		昭和51年生		平成16年4月30日	16万 2,000円
8412	男		昭和55年生		平成16年4月30日	13万 5,000円
8413	男		昭和44年生		平成16年4月30日	20万 3,000円
8414	男		昭和51年生		平成16年4月30日	15万 6,000円
8415	男		昭和47年生		平成16年4月30日	19万 円
8416	男		昭和51年生		平成16年4月30日	17万 円
8417	男		昭和49年生		平成16年4月30日	17万 円
8418	男		昭和52年生		平成16年4月30日	16万 円
8419	男		昭和51年生		平成16年4月30日	17万 円
8420	男		昭和49年生		平成16年4月30日	17万 円
8421	男		昭和38年生		平成16年4月30日	83万 3,000円
8422	男		昭和47年生		平成16年4月30日	19万 円
8423	男		昭和48年生		平成16年4月30日	19万 円
8424	男		昭和50年生		平成16年4月30日	17万 円
8425	女		昭和43年生		平成16年4月30日	21万 3,000円
8426	男		昭和55年生		平成16年4月30日	13万 5,000円
8427	男		昭和40年生		平成16年4月30日	82万 5,000円
8428	男		昭和53年生		平成16年4月30日	15万 円
8429	男		昭和51年生		平成16年4月30日	16万 円
8430	男		昭和47年生		平成16年4月30日	19万 円
8431	男		昭和50年生		平成16年4月30日	17万 5,000円
8432	男		昭和51年生		平成16年4月30日	17万 円
8433	男		昭和32年生		平成16年4月30日	150万 円
8434	男		昭和39年生		平成16年4月30日	83万 3,000円
8435	女		昭和42年生		平成16年4月30日	29万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8436	女		昭和35年生		平成16年4月30日	28万 5,000円
8437	男		昭和50年生		平成16年4月30日	17万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社発行の退職証明書及び同社労務部担当者の供述から、申立人が同社に平成17年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を平成17年9月30日と届け出てしまったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA所における資格取得日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から同年4月1日まで

A所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間から継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成10年分の源泉徴収票及びA所の元職員らの供述から、申立人は同所において平成10年3月1日より勤務していたことが認められる。

また、A所の複数の元職員は、同所には試用期間等はなく、雇用形態により厚生年金保険への加入が異なることはなかったと思うと供述している上、上記源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、申立期間を含めた12か月相当分のものであることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における平成10年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の役員等は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年4月1日にA社の厚生年金保険の資格を取得し、40年9月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年9月までは2万円、同年10月から40年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月1日から40年9月11日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人と同時期に入社した従業員の供述及び申立人から提出された写真から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名ではあるが、生年月日が異なる記録が存在し、昭和38年4月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年9月11日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録では、当該記録は当初申立人の漢字氏名と異なる読みが別の人物の記録として管理されていたものが、平成20年3月4日に社会保険庁（当時）において、申立人とは異なる漢字氏名にて訂正された上、未統合のままとなっており、社会保険庁の記録管理に不備があることが認められる。

さらに、上記の従業員は、申立期間当時、A社にC姓は申立人だけであったこと及びC姓の者は申立人と同一人物であることを供述している。

加えて、A社の業種と申立人及び上記従業員の供述する当時の業務内容は合

致していることから、同社における当該被保険者記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 9 月 11 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る今回統合する厚生年金保険被保険者の記録から、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 40 年 8 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年7月29日）及び資格取得日（30年9月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月29日から同年9月5日まで

「ねんきん特別便」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、A社において昭和29年12月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年7月29日に同資格を喪失後、同年9月5日に同社において、再度同資格を取得しており、同年7月29日から同年9月5日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社において厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、申立期間当時、職場は多忙であり、一時的に従業員が退職することは考えられず、厚生年金保険に継続加入していたはずとし、また、別の従業員は、一旦退職し再雇用された者がいたという記憶は無いとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和30年7月29日に被保険者資格を喪失し、同年9月1日に再取得している記録がある従業員4人に照会したところ、いずれも、同社では、申立期間及びその前後の期間に、勤務形態に変更はなかったとしており、また、そのうちの2人は、申立期間も勤務日数に変更はなく、給与の手取額も増えることはなか

ったとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の申立期間前後の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年7月及び同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月31日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月29日から同年10月1日まで
② 昭和41年5月11日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年7月31日から同年9月30日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年5月23日より後に同社において雇用保険の加入記録がある申立人を除く従業員7人については、いずれも同一月に両保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和40年7月31日から同年9月30日までの期間については、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の昭和40年10月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主の所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年6月29日から同年7月30日までの期間については、A社及び同社の代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から従業員10人に照会したところ、回答が得られた5人うち、1人は、申立人について記憶しているものの、勤務期間までは覚えておらず、残りの4人は、申立人について記憶が無いとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和41年6月16日から同年7月31日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、B社に勤務したことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和41年5月11日に被保険者資格を喪失し、B社が当該適用事業所となった昭和41年8月1日に被保険者資格を取得した従業員4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち、1人は、申立人について記憶しているものの、勤務期間は不明であり、1人は、申立人及び保険料の控除についての記憶が無く、残りの1人は、申立人についての記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成元年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成元年3月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する確定申告書控え及び預金通帳の写しから判断すると、申立人は、A社に勤務していた昭和63年10月から平成元年3月まで6か月間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の平成元年2月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を平成元年3月31日と届け出たことが

確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（申立期間当時はB社C工場、現在はD社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格取得日を昭和20年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月30日から同年12月25日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社C工場（後にA社を経て現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間にB社C工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ業務に従事していた複数の従業員は、申立期間及びその前後の期間に業務内容及び勤務形態の変更がなかったとしており、上記同僚及び従業員は、これらの期間に厚生年金保険に継続して加入していることが社会保険事務所の記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のB社C工場における申立人の昭和20年12月の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、標準報酬月額を同年10月は6万円、同年11月及び同年12月は6万8,000円、45年1月及び同年2月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月31日から同年10月1日まで
② 昭和44年10月1日から45年3月1日まで

「ねんきん特別便」により、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いことが分かった。申立期間①及び②の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持するA社の給与明細書並びに同社の代表者及び同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和44年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

しかし、A社において昭和44年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった45年3月1日に同社において資格を取得している者が16人いることが確認でき、上記代表者及び同僚は、申立期間①に15人程度が勤務していたとしていることから、当該期間のうち、44年9月30日においても、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、昭和44年8月31日における申立人の被保険者資格の喪失に係る社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらず、また、申立期間①のうち、同年9月30日において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が所持する給与明細書並びにB社の代表者及び同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和45年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和44年9月30日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、45年3月1日にB社において資格を取得している者が16人いることが確認でき、上記代表者及び同僚は、申立期間②に15人程度が勤務していたとしていることから、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書から、昭和44年10月は6万円、同年11月及び同年12月は6万8,000円、45年1月及び同年2月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②において、B社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和37年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月11日から同年6月18日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本社から同社C工場に転勤した際の加入記録について空白期間がある旨の回答をもらった。本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することはなく、年金支給額に変更がないことは承知しているが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A社本社において、昭和37年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月18日に同社C工場において同資格を取得していることが確認できる。

しかし、雇用保険及びB健康保険組合の加入記録、申立人が所持する辞令並びにB社から提出された従業員台帳から、申立人はA社に継続して勤務し、昭和37年6月11日にA社本社から同社C工場に異動したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和37年6月11日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持するA社の辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の昭和40年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和56年4月27日、資格喪失日が平成5年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月29日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の同社C所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月29日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、A社C所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社は、人事記録から勤務していたことが確認できるとして、社会保険事務所（当時）に訂正の届け出を行ったものの、申立期間は年金額に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する在籍証明書及びA社による申立人への発令通知書の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成5年4月1日に同社C所から同社D事業部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における平成5年2月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が申立人の資格喪失に係る届出を誤ったために当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格喪失年月日の訂正に係る届けを行ったものであるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は昭和30年3月22日、資格喪失日は同年9月5日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年3月22日から同年9月5日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に申立期間に勤務（昭和30年3月22日に同社に入社、同年9月5日に同社本社から同社B工場に異動）していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日と喪失日が、昭和30年3月22日と同じ日付で記録されていることが確認できる。

これについて、年金事務所に照会したところ、「当時の事情はわからないが、被保険者資格の取得日と同じ日付で資格喪失日を記録することはあり得ない。通常だと二本線を引いて取消処理をするので、これは不自然な処理だと思う。」としている。

また、上記の被保険者台帳には、「自30年3月22日から至32年9月30日」と記載されており、これについて、年金事務所に照会したところ、「断定はできないものの期間が継続していると思う。」としている。

さらに、申立人と同期入社であったとする2名は、申立期間において被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和30年3月22日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が行ったとは考え難く、申立人のA社本社にお

ける資格取得日は同年3月22日、資格喪失日は同年9月5日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から同年12月24日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管している入退社、本給等が記載された記録並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月21日から44年8月21日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が加入しているB基金の加入員記録から、申立人が申立期間においてA社C工場に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人に係るA社C工場の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格喪失日が昭和44年8月21日と記録されていたものが、二重線で取り消され、43年8月21日と記録されているところ、同原票の基金加入日は同日より後の43年9月1日と記録されていることが確認できる。

また、B基金の加入員台帳では、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和43年9月1日、資格喪失日は44年8月21日と記録されていることが確認できる。

さらに、B基金は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらのことから、A社C工場の事業主が昭和43年8月21日に申立人が資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社C工場における被保険

者資格を喪失した旨の届出を昭和44年8月21日に社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記被保険者原票及び厚生年金基金の加入員台帳の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年12月16日、資格喪失日が17年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い。A社には、平成17年8月31日まで勤務していたので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に平成17年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格喪失年月日の訂正に係る届出を行ったものであるとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17

年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月23日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に営業所への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書並びに複数の同僚の厚生年金保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月23日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の保険料は納付していないとしていることから、事業主が資格取得日を昭和45年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A法人に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和37年8月の社会保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録及びB法人から提出のあった退職証明書から、申立人は、昭和37年8月31日までA法人で勤務していたことが確認でき、C事業団から提出のあった申立人の共済組合における健康保険の加入記録から、申立人の健康保険の資格喪失日は同年9月1日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和37年7月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と記録することは考

え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 4 月 27 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることがわかったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合の加入記録によると、同健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は34万円と記録されている。

また、A社の社会保険事務手を代行していた社会保険労務士事務所は、申立期間当時、厚生年金保険に係る届出書及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から31年5月14日まで
② 昭和37年12月21日から38年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、C社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びA社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に申立期間も継続して勤務し（昭和37年12月21日にC社から関連会社であるA社へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和38年2月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は連絡先が不明であり、現在の代表者は申立期間②当時のことは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和31年1月21日からC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年5月14日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「会社が厚生年金保険料を従業員の給与から控除しながら、社会保険事務所に納付していないことが判明して問題になり、労働組合で運動や集会をしていた。」と供述しているが、他の複数の従業員や事務担当者は、厚生年金保険に関して労働組合で運動や集会等をしていたという記憶は無く、当該二人の従業員の供述を裏付ける証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和40年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月21日から同年2月1日まで
ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に支店間異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る職員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年5月17日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。しかし、同支店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員は、同支店が適用事業所となるまでの間、同社本店において被保険者資格を取得し、申立期間において継続して加入している記録があり、申立人についても同社本店において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月16日から同年6月15日まで
ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に支店間異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年5月15日に同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年6月15日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。

このことについて、B社は、「A社D支店が適用事業所となるまでの間、同支店への異動前に在籍していた支店において、厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、D支店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員は、申立期間について、異動前の支店において厚生年金保険に継続して加入している記録があることから、申立人についても、同社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和 28 年 5 月 16 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和37年4月28日に訂正し、同社D支店における資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正し、37年4月の標準報酬月額を1万8,000円、40年3月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月28日から同年5月1日まで
② 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いことが判明した。申立期間に支店間異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年4月28日に同社E支店から同社D支店に、40年4月1日に同社D支店から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月26日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。しかし、同支店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員は、同支店が適用事業所となるまでの間、申立期間を含め、同社C事務所において被保険者資格を取得している記録があり、申立人についても同社C事務所において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、昭和37年4月は1万8,000円、40年3月は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和37年5月1日を資格取得日として、また、40年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月及び40年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8480～8490（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細一覧表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出せず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

[標準賞与額相違用]

受付番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8480	男		昭和18年生		平成18年7月7日	42万 1,000円
8481	男		昭和22年生		平成18年7月7日	51万 9,000円
8482	男		昭和19年生		平成18年7月7日	57万 2,000円
8483	男		昭和23年生		平成18年7月7日	54万 1,000円
8484	男		昭和24年生		平成18年7月7日	49万 9,000円
8485	男		昭和30年生		平成18年7月7日	47万 8,000円
8486	男		昭和35年生		平成18年7月7日	45万 3,000円
8487	男		昭和39年生		平成18年7月7日	37万 8,000円
8488	女		昭和25年生		平成18年7月7日	44万 5,000円
8489	男		昭和45年生		平成18年7月7日	37万 5,000円
8490	男		昭和48年生		平成18年7月7日	33万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、昭和59年6月に会社を退職した後、国民健康保険とともに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は妻が金融機関で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民健康保険と同時に国民年金に再加入したと主張しているが、国民年金への再加入^{あいまい}手続きに関する記憶は曖昧である。

また、申立期間は、妻が厚生年金保険被保険者であったため、任意加入適用期間となるが、申立期間当時申立人夫婦が居住していた町の被保険者名簿の資格取得欄には、昭和58年5月1日に被保険者資格を喪失した後61年4月1日に同資格を再取得するまで任意加入した旨の記録は無く、当該期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

私は、市役所で、国民年金保険料をこれだけ納付すれば将来年金を受給できると言われたので、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年6月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、夫が厚生年金保険に加入した46年8月30日に国民年金被保険者資格を喪失し、53年6月3日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、市の被保険者名簿により、第3回特例納付において、昭和53年6月に7か月分(43年6月から同年12月までの特例納付保険料。うち同年6月分は、平成元年7月に厚生年金保険加入に伴う資格得喪記録訂正により、昭和37年1月分に充当)の納付書が、55年5月に31か月分(44年1月から46年7月までの特例納付保険料に合致)の納付書が作成されていることが確認でき、未加入期間である申立期間の特例納付保険料の納付書は作成されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの期間及び45年5月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年12月まで
② 昭和45年5月から51年12月まで

私は、厚生年金適用事業所を退職した直後の昭和44年4月に国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額、納付頻度及び厚生年金保険の資格得喪に伴う国民年金の資格得喪^{あいまい}手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間当初、申立人の居住する区で行われていた印紙検認方式による保険料納付の記憶も無い。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の任意加入日が申立期間②直後の昭和52年1月28日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

私は、結婚した昭和44年4月に、夫の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続、保険料額等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年5月時点は第2回特例納付の実施期間であったが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、さらに、現在所持する国民年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年11月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、母、父及び私の国民年金保険料を納付してくれていた。私自身も区役所へ納付書を持って保険料納付に向いたことがあり、当時の保険料は、3人分で1,500円だったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、主に保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の具体的な状況が不明であり、母親と一緒に保険料を納付していたとする父親は、昭和45年4月に任意加入するまで国民年金に未加入となっている。

また、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と異なっており、申立期間については、平成13年3月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたもので、申立期間当時は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできない期間であり、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住していた市、区及び所轄社会保険事務所（当時）において申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 12 月に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、その後は、国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時、区役所出張所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が当時所持していたと説明する国民年金手帳の色は、当時発行されていた手帳の色と異なっていること、保険料は郵便局で納付し国民年金手帳に丸いスタンプを押印されたことと述べているが、申立人が居住していた区では当時納付書による収納を行っており、当時の収納方法と相違すること、納付金額についての記憶も曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 5 月ごろに同年 4 月から第 3 号被保険者に該当したことにより払い出されており、申立期間は任意加入適用期間で未加入であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 3 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 3 年 10 月まで
私は、昭和 39 年 12 月から平成 3 年 11 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を妻の分と一緒に納付してきた。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録では、申立人は、申立期間当初に 60 歳に到達したため、国民年金被保険者資格を喪失したと記録されており、申立人は、制度上、当該時点において国民年金に任意加入できるものの、国民年金の任意加入手続の状況及びその後の保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7247

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は、時期は覚えていないが、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和47年5月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から47年3月まで

私の妻は、時期は覚えていないが、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和47年5月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人の妻は保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料の納付を証明する領収証書を所持しているが、還付を受けた記憶はない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。また、還付整理簿には、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年4月まで

私は、昭和53年8月ごろ区の出張所で国民健康保険に加入した時に、区の職員から、国民年金にも加入するように勧められ、国民年金の加入手続きを行い、納付書により国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間より前の昭和51年5月に国民年金の任意加入資格を喪失した旨及び申立期間の直前まで居住していたとする市の住所が記載されており、申立期間当初の53年8月に国民年金に再加入した旨及び当時居住していたとする区の住所は記載されていない。また、申立人には、申立期間後にも未加入期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年5月までの期間、56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年5月まで
② 昭和56年10月及び同年11月

私は、会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際は、必ず国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所等の記憶が曖昧である。また、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違し、納付済みと記録されている平成6年8月から同年12月までの保険料額とおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7252

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私が20歳になった時、町会の役員が区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。最初の2、3回は町会の役員に現金を渡して国民年金保険料を納付してもらい、その後は、区の集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違し、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年2月時点では、申立期間の一部を除き、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことがないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで
私は、昭和47年10月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、印紙により保険料を納付していたとする方法及び納付したとする保険料の金額は、申立人が当時居住していた市の納付方法及び当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年6月9日まで
② 昭和23年2月18日から28年5月1日まで

夫の年金相談を行うために社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①については、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和22年6月9日の前後2年以内に資格喪失した者が9名おり、そのうち5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち3名は申立人と支給決定日が同日であり、当時は通算年金制度創設前であることや、事業所が脱退手当金の請求手続をしたとする同僚の供述などを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和28年5月1日の前後2年以内に資格喪失した者が6名おり、そのうち5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、いずれの申立期間とも、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがはず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 25 日まで
平成 20 年 4 月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 21 年 9 月 6 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、34 年 8 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 21 日まで
58 歳になった時に、社会保険事務所（当時）から届いた通知で、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の制度を知ったのはその時であり、請求手続及び脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 37 年 7 月 12 日の直前の同年 5 月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 10 日まで
② 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

平成 20 年 5 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けていることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 22 年 9 月 9 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 5 日まで
② 昭和 38 年 8 月 12 日から 41 年 1 月 26 日まで
ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けていることを知った。
しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 42 年 6 月 15 日の直前の同年 5 月 18 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給記録においては、申立期間①及び②を支給対象期間として昭和 42 年 6 月 15 日に支給決定されたこととなっているところ、申立人は当初の申立てにおいて、申立期間①は退職金と一緒に脱退手当金を受給したかもしれないとする一方、申立期間②は知人に聞いたので受給していないとしていたが、その後、申立期間①を含めて申し立てるに至り、供述内容が変遷するなど、その主張には一貫性が見られない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 20 日から 47 年 3 月 26 日まで
平成 18 年に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けていることを知った。

しかし、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金の受給を認めているところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が2個確認できることを踏まえると、申立期間についても申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間前の被保険者期間及び申立期間に係るそれぞれの脱退手当金裁定請求書には、払渡店として同じ金融機関名が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に

係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月21日から同年5月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社での勤務期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年5月の給与を受けるため、退職日を5月21日とし、この日に退職の挨拶をした。5月まで勤務していたので、被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の複数の同僚は、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社B営業部サービス課に勤務していたと供述している。

しかしながら、A社は、「人事記録等の資料は保存期間を経過していることから廃棄しており、当時の担当者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。厚生年金保険の加入については、正社員であれば全員加入させている。」と供述している。

また、申立人のA社における離職日については、雇用保険の記録、同僚の供述等から確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 48 年 7 月 31 日まで勤務しており、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社C工場に勤務していたと申立てしているところ、同社の複数の従業員は、「申立人のことは知っているが、申立期間に同社に勤務していたかは覚えていない。」と供述している。

また、B社から提出されたA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格喪失通知書によると、申立人の同社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、いずれも昭和 48 年 7 月 31 日と記入されているのが確認できる。

さらに、B社の担当者は、「A社に係る当時の資料は他に無い」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、アルバイトで勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社でアルバイト勤務していたと申し立てている。

しかし、A社については、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は「会社は倒産しているので書類は一切無い。」と回答しており、申立人の申立期間についての勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人に文書照会を行ったが、勤務形態及び従業員等について不明であると回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間においてA社に勤務していた従業員はいなかったため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された労働者名簿によると、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当時の賃金台帳等を保管しておらず、当時の担当者もいないため、申立期間の厚生年金保険料を控除したかはわからない。」と供述している。

そこで、申立人と同じ事業所からA社に移った従業員に照会したところ、7人から回答があり、そのうち5人が申立人と同じ昭和49年6月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していたが、同年5月の厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、A社において、厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なる同僚3人の雇用保険加入日を調査したところ、各人共、厚生年金保険より先に雇用保険に加入していたことが確認できる。

これらのことから、当時、A社では、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 10 月 29 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間に記録がない旨の回答をもらった。亡父が経営していた同社には申立期間も継続して勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 10 月 29 日までA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社については、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同事業所の商業登記の記録は無い。

また、申立期間当時の元代表者は死亡している上、申立人が記憶している同僚も死亡あるいは所在が把握できず、元代表者及び同僚から、申立人の当該期間における勤務状況や厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る健康保険については、両親のいずれかの被扶養者であったとしているほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについても具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、同期間から勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述によると、申立期間において申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「A社は、B社に吸収合併されているために、当時の資料は無い」と回答している上、当時の代表取締役及び社会保険手続担当者等の所在は不明であり、これらの者に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の従業員であった19名に照会したところ、回答のあった13名のうち4名は試用期間があったとし、さらに1名は新卒者には試用期間があったと供述している。なお、回答のあった13名のうち9名は、申立人と同じ昭和33年4月1日に入社したと供述しており、当該従業員の厚生年金保険の記録における資格取得日は入社後ほぼ1か月から2か月後であったことが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から41年12月1日まで
A団体に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A団体が作成した功績調書ならびに同団体の現在の人事担当者及び申立期間当時の経理担当者の供述から、申立人は、申立期間においても、同団体に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A団体が保管していた社会保険関係の資料では、申立人の健康保険の資格取得日は、昭和41年12月1日と記載されておりオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A団体の現在の人事担当者は、上記の資格取得日の記載から、「申立人は、同団体において、昭和36年8月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年5月30日に同資格を喪失した後、41年12月1日に再度厚生年金保険の被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間は同団体において厚生年金保険の被保険者となっていないため、資格再取得前に厚生年金保険料を給与から控除したとは考え難い。」と供述している。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「申立人がA団体の事務局長になってからは、会計処理について、同団体に加盟する企業の中から選出された企業により組織された財務委員会による厳しい監査を受けており、預かり金と社会保険料の納付額についても毎月確認していたので、申立人が厚生年金保険の被保険者でなかった期間に同団体が厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と供述している。

加えて、A団体において、申立期間は、4度の定時決定の機会を含んでいる上、オンライン記録によると申立期間を含む昭和37年8月1日から42年6月1日までの期間については、申立人は、自身の弟が経営するB社において厚生

年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月7日から同年12月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で昭和32年12月にボーナスを受給したことを憶えており、同年12月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、申立人が記憶している同僚1人を含む従業員11人に照会したところ、回答が得られた9人のうち3人は、申立人について記憶しているものの、申立人の退職時期までは覚えておらず、昭和32年12月に同社が申立人にボーナスを支給したという記憶も無いとし、2人は、申立人の氏名のみ記憶しており、残りの4人は、申立人についての記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表者は、申立期間当時の人事記録等の資料を保有しておらず、また、当時の代表者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、現在の代表者を含む従業員等 10 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち、当該代表者、当時の代表者の妻及び同僚 1 人は、申立人について記憶しているが、勤務期間は不明であるとし、従業員 3 人は、申立人は申立期間に勤務していたと供述している。

一方、申立人は、自分がA社で社会保険事務手続及び給与計算を担当していたとし、上記代表者、元代表者の妻及び上記従業員 3 人のうち 2 人も、申立人と同様に供述しており、また、現在の代表者は、「資格喪失後、再取得の届出を行うまでの期間については、保険料を控除することは考えられない。」と供述している。

また、上記被保険者名簿から、申立人のほか、現在の代表者及び別の従業員 1 人についても、資格喪失後に再取得していることが確認できるが、このことについて、当該代表者は、「当時、他社で修業していた。」と供述し、当該従業員については、A社における空白期間は、他社での加入記録がある。

さらに、上記被保険者名簿には健康保険証の番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与

からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から33年9月1日まで
② 昭和35年10月1日から44年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録から、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、同社の代表者の所在も不明であるため、同社及び当該代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社が社名変更によりB社になったとしており、昭和33年9月1日に適用事業所となったB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、回答が得られた2人は、いずれも申立人について記憶しているものの、勤務期間は不明であるとし、うち1人は、B社の前身がA社であったことを聞いたことがあるが、B社が適用事業所になるまでの期間における厚生年金保険料の控除について記憶が無いとしている。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間は適用事業所となっていない上、同社の代表者の所在も不明であるため、同社及び当該代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、回答が得られた2人は、申立人について記憶しているものの、勤務期間は不明であるとしている。

さらに、申立人は、昭和36年4月から44年4月までの期間については、国民年金に加入し、当該期間のうち、36年4月から44年3月までの期間については、その保険料を納付していることが社会保険事務所の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②において事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月11日から同年7月31日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社において清掃作業員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間はA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができないが、同社では、雇用保険については、従業員全員に加入させていたが、厚生年金保険については、加入させるかどうかは個々の従業員ごとに検討しており、加入させなかった従業員も多数存在した。」と回答している。

また、申立人は、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8474

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年4月15日まで
社会保険事務所(当時)職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年4月15日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年3月から8年9月までの期間は41万円から9万2,000円に、同年10月から9年3月までの期間は50万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成7年7月11日に同社の取締役就任し、同年11月1日に退任していることが確認できる。

しかし、オンライン記録から、平成7年9月30日以降にA社において厚生年金保険の被保険者となっているのは申立人のみであり、申立人は、「7年9月以降にA社で勤務していたのは、自分と二人の従業員だけであった。」「同社は7年9月に不渡りを出して経営が苦しく、債権者への対応は自分が行っており、9年ごろに会社はもう駄目だと思い、自分が社会保険事務所に全喪届を提出した。」と供述している。

また、申立人は、口頭意見陳述において、「社会保険の全喪届は自分が出したが、標準報酬月額の減額処理を行った記憶は無い。経理担当者か関連会社であるB社の代表者が当該減額処理を行ったのではないか。」と供述しているが、当該経理担当者は、「平成7年9月末にA社を退職したので、退職後のことは分からない。」と供述しており、B社の代表者に対しては数回にわたり照会状を送付したが回答を得ることができず、オンライン記録から、当該代表者は、

8年3月1日から9年3月25日まで別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から確認できるA社の代表者は、連絡先が不明のため、当該代表者から当時の状況について聴取することができず、同社の商業登記簿謄本から、当該代表者は平成7年11月1日に同社の代表取締役を退任していることが確認できる。

これらのことから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の見直し処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年5月14日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。高校卒業後すぐに同社に入社した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年5月14日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「会社が厚生年金保険料を従業員の給与から控除しながら、社会保険事務所に納付していないことが判明して問題になり、労働組合で運動や集会をしていた。」と供述しているが、他の複数の従業員や事務担当者は、厚生年金保険に関して労働組合で運動や集会等をしていたという記憶は無く、当該二人の従業員の供述を裏付ける証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月28日から49年1月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年3月からA社で勤務し、申立期間は関連会社であるB社へ出向していた可能性はあるが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時のA社の経理担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時は同社の関連会社であるB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和64年1月1日からであり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日を昭和47年4月28日とする届出が同年5月12日に社会保険事務所において処理され、同日に申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、当時のA社の経理担当者は、「B社に出向した従業員は、A社の従業員として社会保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人がB社で一緒に勤務していたとする同僚は、オンライン記録から、申立人と同日の昭和47年4月28日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間の加入記録が無く、申立人の後任としてB社に出向した従業員は、オンライン記録から、出向してから2年後である昭和51年1月19日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。